

2021年6月

発信者情報開示に関する新制度の創設

弁護士 赤川 圭 / 安藤 翔

2021年4月21日、改正プロバイダ責任制限法が成立し、2022年秋頃までに施行される見込みである。同改正は、発信者の特定を簡易・迅速に行うという趣旨の下、従前の発信者情報開示手続を大幅に変更するものであり、申立側、プロバイダ側双方のプラクティスにも大きな影響が生じることが想定される。以下、改正の内容を概説する。

1. 従前の発信者情報開示手続の問題点

(1) 発信者情報開示制度の概要

2001年に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「**プロバイダ責任制限法**」という。)は、発信者情報開示手続について定めている。具体的には、情報の流通(典型的には、SNSの口コミ等)において、自己の権利を侵害されたとする者は、①権利が侵害されたことが明らかであるときであって(「権利侵害の明白性」要件)、かつ、②発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときには、プロバイダに対して発信者情報の開示を請求することができ(プロバイダ責任制限法第4条第1項)、これを受けたプロバイダは原則として当該発信者(典型的には、口コミ等の投稿者)の意見を聴取した上で開示をするかどうかを判断することとしている(プロバイダ責任制限法第4条第2項)。これにより発信者を特定し、不法行為に基づく損害賠償請求等により被害回復が図られるという制度となっている。

(2) 実務の現状

SNS等インターネット上で誹謗中傷等の権利侵害投稿が行われた場合、被害者側が直ちに知り得るのはその権利侵害投稿の記録されているサーバーを管理するコンテンツプロバイダ(あるウェブサイトに関する情報が記録されているサーバーを管理運営する事業者をいう。)であるので、コンテンツプロバイダに対して、発信者情報開示請求を行うことが多い。しかしながら、コンテンツプロバイダは、発信者の氏名・住所等の情報を保有しておらず、発信者に関する情報としてはせいぜい投稿時のIPアドレス等を保有しているにすぎない場合が多い。このような状況から、被害者側は、コンテンツプロバイダから取得するIPアドレス等を端緒として、さらに通信経路を遡って追加的な発信者情報開示請求を行うといったことが行われる。

この発信者情報開示請求において、実務上は、プロバイダ責任制限法上の開示要件を充足するか否かの判断が困難である場合も多く、各プロバイダが裁判外で発信者情報を任意に開示しない(できない)ことも多い。それゆえ、多くのケースにおいて、裁判手続による発信者情報開示請求が行われるが、(i)コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示請求、(ii)アクセスプロバイダ(インターネットに接続する通信サービスを提供する事業者

をいい、「経由プロバイダ」や「インターネットサービスプロバイダ」と呼ばれることもある。)に対する開示請求、それぞれについて、2段階(場合によってはそれ以上)の裁判手続が必要となるので、相当の時間を要する。一方、一般に、大手のアクセスプロバイダのアクセスログの保有期間は3か月程度といわれており、法律上の保存義務もないので、裁判手続で開示請求が認められる頃には既にアクセスプロバイダが情報を保有していない(情報が消失している)可能性がある。

このように、現状の法制下では、発信者を特定するための裁判手続の負担が大きく、かつ、その時間・コストによって救済の実現が妨げられているという問題があった。

2. 新たな非訟事件手続制度の創設

(1) 新制度の創設

上記のような問題意識の下、改正法(以下、改正後のプロバイダ責任制限法を「新法」という。)では、実体的要件は大きく変更することなく、発信者情報開示に特化した新たな裁判(非訟事件)手続を創設することとした(以下「新制度」という。)(新法第5条ないし第17条)。以下では、新制度の内容を概説する。

ア 新制度における手続の概要

新制度では、次の①～③の各命令を1つの非訟手続の中で順次発令し得る、という手続となっている。

- ①コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダに対する発信者情報の開示命令(以下「**開示命令**」という。)(新法第8条)
- ②コンテンツプロバイダに対し、被害者にはアクセスプロバイダの名称等を提供し、当該アクセスプロバイダにはその保有する権利侵害に関する情報を、被害者には秘密にしたまま提供することを命じる命令(以下「**提供命令**」という。)(新法第15条)
- ③アクセスプロバイダに対し、コンテンツプロバイダから提供された発信者情報を踏まえて、権利侵害に関する発信者情報の消去の禁止を命じる命令(以下「**消去禁止命令**」という。)(新法第16条)

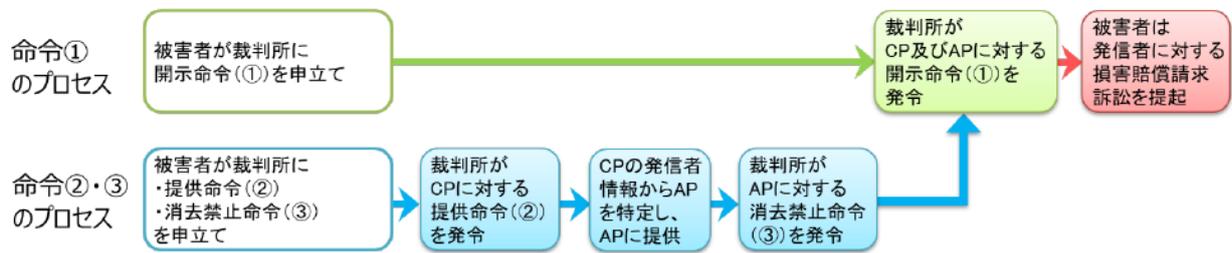
①の開示命令は、現行制度での判決ないし決定に相当するものであり、②、③の各命令は、現行制度には存在しない新たな命令である。

②及び③は、主にログの早期保全を図るための制度である。すなわち、提供命令(②)により、コンテンツプロバイダの保有する発信者情報から早期にアクセスプロバイダを特定するとともに、アクセスプロバイダが発信者の住所・氏名等の情報を保有している場合、消去禁止命令(③)により、権利侵害に関する特定の通信ログ及び当該通信ログに紐づく発信者の住所・氏名等を早期に確定し、アクセスプロバイダに対する開示命令までこれらのログを保全することが可能になる。

これにより、順次裁判手続を進めた最終段階で必要な情報が消滅してしまっている(空振り)という状況を極力避けようとするものである。

なお、提供命令(②)に基づくコンテンツプロバイダからアクセスプロバイダへの情報提供の段階で、提供される情報の内容が被害者に秘密とされるのは、当該情報の内容は、最終的に開示命令(①)の申立手続において、開示の要件が満たされていると判断されて初めて被害者に対し開示されることが想定されているからである。

上記の手続のイメージは下図のとおりである。



出所: 令和 2 年 12 月「発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ」
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000724725.pdf)

イ 手続の流れ

新制度において、コンテンツプロバイダに対する開示命令のプロセスと、アクセスプロバイダの特定及びログの保全手続(提供命令、消去禁止命令)のプロセスは、同時並行的に進められることが想定されている。提供命令により、アクセスプロバイダを特定することができた場合で、アクセスプロバイダ名の通知を受けた被害者がアクセスプロバイダに対する開示命令の申立てを行ったときには、速やかに当該アクセスプロバイダがコンテンツプロバイダに対する開示命令のプロセスに加わり、両者の審理が一括して行われ、最終的には、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダが一体として開示命令を受けるといった流れが想定される。つまり、新制度では、同一手続の中で、複数の申立てがなされることが前提とされている。

一方で、提供命令によっても、コンテンツプロバイダが保有する情報から、アクセスプロバイダを特定することができないこともあり得る。このような場合について、コンテンツプロバイダとしてはその旨回答すれば足り、現行プロセスと同様のプロセスを経る余地が残されている。

(2) 新制度の下での発信者の関与

新制度においても、発信者(投稿者)の扱いは大きくは変更されていない。プロバイダは発信者情報開示請求を受けたときは、原則として発信者の意見を照会しなければならず、異議を述べた発信者に対しては遅滞なく開示命令を通知しなければならないとされたが(プロバイダ責任制限法第 6 条 2 項)、開示命令手続に当事者として関与することは想定されていない。

(3) 異議申立及び開示命令の確定判決効

新制度における開示命令又は却下決定に対しては、1か月以内に異議の訴えをすることが可能である(新法第 14 条)。この異議の訴えは、通常の訴訟手続で行われる。この異議の訴えがなかった場合、開示命令には確定判決と同一の効力が生じる(新法第 14 条 5 項)。

(4) 海外事業者への対応

新制度の下では、開示命令申立の管轄の定めが置かれ(新法第 9 条及び第 10 条)、海外プロバイダについては、日本において事業を行う限りは、少なくともその限りで日本の裁判所の管轄に服することとされている(新法第 9 条 1 項 3 号等)。

また、裁判資料等は相手方に写しが送付されなければならない、開示命令の前には当事者の意見を聞かなければならないと定められた(新法第 11 条)。実務的には、海外事業者の意見、対応も踏まえて、制度の効率的な運用のために柔軟に対応していくものと思われる。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の弁護士までご遠慮なくご連絡ください。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 赤川 圭(kei.akagawa@amt-law.com)
弁護士 安藤 翔(sho.ando@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続きをお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com